

千葉県緑化推進協議会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は千葉県緑化推進協議会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、本会会長宅に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、緑地協定が締結された地域及び本協議会の目的に賛同したそれぞれの地域の代表者が相互に連絡協調することにより、地域環境の保全を図るとともに、地域住民の自発的な発意による緑豊かな街づくりの推進と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、千葉県が作成した緑地協定の手引き（平成 19 年 3 月）に基づき、千葉県からの補助事業と本会としての自主事業を行うことができる。

- (1) 会員相互の親睦と交流
- (2) 会員地域の樹木診断会の開催
- (3) 会員を対象とした視察研修会の開催
- (4) 会員地域の緑化に関する啓発と活動
- (5) 会員を対象とした園芸講習会の開催
- (6) 会報「ふるさとのみどり」等の発行
- (7) 緑化に係る行政への働きかけと協力
- (8) 緑化に係る他団体との交流と協力
- (9) 前号に掲げるものの他、前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 組 織

(組 織)

第 5 条 本会は緑地協定が締結された地域及び、本協議会の目的に賛同したそれぞれの地域の代表者または個人をもって組織する。

2. 第一項の代表者または個人を正会員とする。
3. 前項の正会員を支援する個人または団体を賛助会員とする。

4. 会員は、総会において別に定める会費を納入する。
5. 入会及び退会は任意とする。

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 会計1名
- (4) 理事若干名
- (5) 監事2名

(役員選出)

第7条 役員は会員の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

2. 補欠役員は、理事会で選出することができる。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は、本会の会計および経理を司る。
4. 理事は理事会で定める職務を担当する。
5. 監事は、本会の業務および会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員は任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠役員は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため専門部会を設けることができる。

2. 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(顧問および相談役)

第11条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第12条 会議は、総会および理事会とする。

第13条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

2. 通常総会は毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたときまたは、会員の3分の1以上の請求があったとき開催する。
3. 総会は会長が招集する。

4. 総会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算および決算に関する事項
- (2) 会則の改正に関する事項
- (3) 解散に関する事項
- (4) その他重要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要と認めるときにこれを招集する。

(議決の方法)

第15条 会議は会員または理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、事議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 本会の事務を司るため事務局を本会会長宅に置く。

2. 事務局に関し必要な事項は別に定める。

第5章 会計

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、寄付会、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の収支予算は、年度当初に役員会および総会にはかるものとし、収支決算は年度終了後、監査を経て役員会および総会の承認をえなければならない。

(会計期間)

第19条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第6章 補則

(補則)

第20条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に

はかつて定める。

附則

1. この会則は、昭和 53 年 12 月 4 日から施行する。
2. 昭和 53 年度の会計は、昭和 54 年 3 月 31 日に終わる。

附則（昭和 57 年 5 月 30 日一部改正）

3. この会則は、昭和 57 年 5 月 30 日から適用する。

附則（平成 22 年 6 月 6 日一部改正）

4. この会則は、平成 22 年 6 月 6 日から適用する。

附則（平成 29 年 5 月 21 日一部改正）

5. この会則は、平成 29 年 5 月 21 日から適用する。

附則（平成 30 年 5 月 26 日一部改定）

6. この会則は、平成 30 年 5 月 26 日から適用する。